一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

仕事と子育てを両立できる働きやすい環境をつくることで、全ての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

１．計画期間

令和３年１月１日から令和８年１２月３１日までの５年間

２．内容

目標１：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

対策　：令和３年１月～新規採用者に対しては、入職時のオリエンテーションで書面による周知を行う。既採用者に対しては、育児・介護休業の申請時に再度、諸制度の説明を行う。

目標２：出産・育児・介護に伴う退職者をなくし、両立できる環境をつくる。

対策　：令和３年１月～育児休業や介護休業など、制度の周知や情報提供を行う。